

予算案の審査方法について（会派からの回答）

①2月定例会での議案の付託先について

前回会議での意見	自由民主党	自民党奈良	日本共産党	創生奈良	日本維新の会	民進党	公明党	自民党絆
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予算案は現行どおり予算審査特別委員会、それ以外の議案(条例等)はすべて常任委員会に付託する。</li> <li>・予算審査特別委員会では全般的に審議するため従前どおり「その他質問」も可とする。</li> <li>・常任委員会では条例等の関連質問として予算に関する質問も可とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予算案は予算審査特別委員会に、それ以外の議案(条例等)は常任委員会に付託すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算案以外の議案はすべて常任委員会に付託すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算案・補正予算案は予算審査特別委員会、それ以外はすべて常任委員会に付託とすべき。</li> <li>・予算審査特別委員会での「その他質問」も可とするべき。</li> <li>・常任委員会での「その他質問」も可とし、予算に関する質問も可とするべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この会議の決定事項に同意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙のとおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予算案は、現行通り予算審査特別委員会へ、それ以外の議案はすべて常任委員会に付託する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予算案は現行どおり予算審査特別委員会、それ以外の議案はすべて常任委員会に付託。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に2つ以上の所管にまたがる場合以外で特別な場合以外は、常任委員会に付託すべきである。よって、事前委員会ではなく会期中に常任委員会を開催する必要があると考える。</li> </ul>

②事前委員会(常任委員会)の取扱い及び議案の説明について

前回会議での意見	自由民主党	自民党奈良	日本共産党	創生奈良	日本維新の会	民進党	公明党	自民党絆
<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会に予算案以外の議案を付託し会期中に開催するならば、事前の常任委員会は必要ない。</li> <li>・議案説明会として開催するならば必要あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容については説明しているが、まだ意見集約ができていないので、回答できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全議員を集めて内示会を開催すべき。内示会を開催するならば、事前の常任委員会は必要ない。</li> <li>・なお、付託議案のない常任委員会も「その他質問」があるので、会期中に必ず常任委員会を開催すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前委員会は開催せず、全議員を対象とする議案説明会(内示会)を開催すべき。</li> <li>・内示会が開催されれば、予算委員会初日の説明は不要と考える。</li> <li>・現行の、「知事による会派ごとの予算案説明会」は不要と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この会議の決定事項に同意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙のとおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の常任委員会をやめ議案説明会を、予算委員会初日より前に、全議員対象に開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案説明会として行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期中に常任委員会を開催するならば事前の常任委員会は必要ないと考える。</li> <li>・一方、予算案の説明が会期中の常任委員会でない場合は、事前の常任委員会又は議案説明会を開催して説明を受けるべきである。</li> </ul>

③予算審査特別委員会の審査の充実について

委員長からの提案	自由民主党	自民党奈良	日本共産党	創生奈良	日本維新の会	民進党	公明党	自民党絆
<ul style="list-style-type: none"> <li>・少数の委員による予算案全般の審査は委員の負担が大きい。審査の充実には委員の負担を分散すべきと考える。</li> <li>・具体的には、①委員数を増やす、②部局によって会派内で委員の交替を認めるなどを提案するので、意見を伺いたい。併せて、これ以外の提案があればお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容については説明しているが、まだ意見集約ができていないので、回答できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおりでよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の定数を増やして充実を図るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この会議の決定事項に同意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙のとおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数を増やす、会派内での委員の差し替えを認めるに賛成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派として必ず予算審査特別委員会に入れるようにする。</li> <li>・委員数を会派の判断で増やすことも考える。(上限を設ける)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数を増やすことに反対はないが、何人が適当なのかは難しい。</li> <li>・会派内で委員の交替は認めるべきではない。必要に応じて委員外議員の質問を認めていくことでしばらく様子を見てはと思う。</li> </ul>

④9月定例会での予算審査特別委員会、及び2月定例会の補正予算案の付託先について

次回に向けての照会	自由民主党	自民党奈良	日本共産党	創生奈良	日本維新の会	民進党	公明党	自民党絆
「予算案以外の議案を常任委員会に付託するとなった場合」 ・9月定例会での予算審査特別委員会の付託議案は「補正予算案」のみとなるが、予算審査特別委員会を設置するかどうか。	・内容については説明しているが、まだ意見集約ができていないので、回答できない。	・9月定例会の予算審査特別委員会は設置せず、予算案も含め全議案を常任委員会に付託する。	・予算案は予算審査特別委員会に、予算案以外の議案は常任委員会に付託すべき。	・この会議の決定事項に同意する。	・別紙のとおり	・9月定例会の予算審査特別委員会を設置する。	・予算案は予算審査特別委員会に、予算案以外の議案は常任委員会に付託する。 ・なお、将来的には、予算審査特別委員会の常設も検討が必要である。	・予算審査特別委員会については設置して様子を見る方がよいと思う。
・2月定例会での補正予算案(一般質問最終日提案)の付託先を予算審査特別委員会と常任委員会のどちらにするか。 (注)2月定例会では近年、補正予算案が2回提案されます。開会日提案の補正予算案は当初予算案と一体のため予算審査特別委員会に付託されるものと考えます。	・内容については説明しているが、まだ意見集約ができていないので、回答できない。	・2月定例会の補正予算案は常任委員会に付託する。	・2月定例会の補正予算案も、付託先を予算審査特別委員会とするべき。	・この会議の決定事項に同意する。	・別紙のとおり	・2月定例会補正予算は、予算審査特別委員会で議論する。	・2月定例会の補正予算案も、予算審査特別委員会に付託する。	・補正予算案の付託先は、基本的に予算審査特別委員会に付託するのが普通であると思う。

⑤決算議案の認定時期について

委員からの提案	自由民主党	自民党奈良	日本共産党	創生奈良	日本維新の会	民進党	公明党	自民党絆
・新年度予算に間に合わせるため、9月定例会の閉会日を延ばして、9月定例会で決算審査特別委員会を開催して本会議の採決を行うことについて意見をいただきたい。	・内容については説明しているが、まだ意見集約ができていないので、回答できない。	・次年度予算編成の参考とするために、9月定例会で決算の認定をすべきである。	・9月定例会の閉会日を延ばして9月定例会での採決とするべき。	・この会議の決定事項に同意する。	・別紙のとおり	・9月定例会の閉会日を延長し、9月定例会で決算審査特別委員会を開催し、本会議採決を行う。	・決算審査の議論の内容を次年度の予算に反映することが重要。 ・日程については、全体的な議会や行事日程等を考慮し議論が必要である。	・9月定例会の会期中に採決を行うことにすべきである。

協議事項「当初予算案の審査方法」について（照会）

①2月定例会の議案の付託先について

（日本維新の会の回答）

①当初予算案は、予算議案は予算審査特別委員会へ付託。その他の全ての議案は所管事務に係る常任委員会へ付託すべきである。

②予算審査特別委員会では「その他関連質問または質疑は可能」とする。

③常任委員会での条例等（議案）の審査における関連質問または質疑は可能だが、全く関連しない質問または質疑は「その他」において行うことは可能とする。

（理由について）

①地方自治法の特別委員会設置目的を没却するため。

②予算委員会に全ての議案を付託する場合、審議可能な議員が限定される。また物理的に考えても議案配布から短時間による議案内容の解析が不可能と思える。

③現行の方法では理事者都合のルールと思える。理由は予算委員会で全て審議を行う場合、審議時間から換算すると、議案に対する説明の回数が非常に少なくなることは明らかである。

②事前委員会（常任委員会）の取扱い及び議案の説明について

（日本維新の会の回答）

①事前委員会の在り方は非常に解釈難解である。事前審議の疑いが濃厚である。よって不必要である。ただし、全議会における委員会の継続審査の手続きにより、所管事務に関する質疑等を行う閉会中における委員会開催は大に行うべきである。「事前委員会」という名称及び議案説明というものが意味不明であるという趣旨である。

②議会招集における告示日には、議案は配布されるべきである。色々な理由を述べるが、それは現行の議会開催日程を基に考えるので齟齬が生じる。告示日に議案配布を中心として、議会日程を定めることが必要である。

③議案説明会が必要とされる理由を類推すると、議案配布が遅いことは明らか。全ての内容を解釈する時間的余裕がなく、理事者からの説明をもって概ね理解したこととする儀礼的手法である。この手法では議員の審議能力向上には疑問符が付く。議案内容は議員が自ら精査し、委員会で疑義を質す会議規則の趣旨にも反する。また意味不明な箇所に関しては、常任委員会の質疑等または事前に個別に理事者に解釈等を聞けば用を満たす。

④もし事前の議案説明会を行うとするならば、現方法のような配布した文書を朗読する説明は何ら意味を持たない。また文書朗読をもって議案説明とするならば、録音テープを配布するだけでよい。更に、仮に議員が文書の朗読をもって議案内容を理解したとするならば、議員自身で議案内容すら精査していないことになり、県民に対する背信行為とも受け取られかねない。仮に事前説明を行うならば、配布した文書についての内容確認に対する質問は可とし、質疑等は付託された委員会で行うこととし、理事者からの発言は質問に対する説明に限ることにすればよい。よって現方法による文書朗読による説明は一切要らない。

※理事者側が抽出した主な項目説明に留まっており、資料説明外の内容についても確認の必要性が生じることや、追加資料の要求が行えるようであれば意味が無く、現行の方法を改善すべきである。

### ③予算審査特別委員会の審査の充実について

(日本維新の会の回答)

- ①議員の質疑機会を増やす理由から、委員の交代制度を導入し、但し書きによる「予算特別委員会の委員の事故ある場合、議長は他の議員を出席させることができる。」等の規定を設けることにより、会派の方針において分散することが可能になる。この方法であれば、会派において方針を決定するために、各会派の審議方針を歪めることは無く、各会派の方針を尊重できる。  
※現行の方法であれば、委員に事故ある場合は、代理出席は認められていない。

### ④9月定例会での予算審査特別委員会、及び2月定例会の補正予算案の付託先について

(日本維新の会の回答)

- ①補正予算を審議するための予算審査特別委員会の設置を行うべきである。理由は、補正予算の議案は分割されておらず、複数の常任委員会の所管事務に関わることから、特別委員会の設置目的に合致する。常任委員会へ分散して付託する場合は、一議案を分散することになる。然しながら会議規則第34条に「会議に付する事件は、第72条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」と規定されることから、「会議に付する事件」とは「議案」のことであり、議案を再分割することは出来ないと解するべきである。また分割が可能とした場合、各常任委員会において分割された表決結果をもって、議案に対する修正案の提出を必要とする場合が考えられることから、一議案に対する分割付託は合理的ではない。

### ⑤決算議案の認定時期について

(日本維新の会の回答)

- ①大賛成である。理由は、翌年度の予算ヒアリングは遅くとも11月には始まると類推することから、12月議会の認定では、議会の意見も含め反映される機会喪失になる可能性を持つ。よって9月議会において認定を行うべきである。ただし、審議の内容により、継続審査となり得る可能性もあり、その場合は「9月議会での認定を行う」という要件に拘束されるものではない。